

意見の子ども計画への反映について

会議名	意見概要	子ども計画での記載			
		記載部分			内容
子ども福祉 専門委員会	計画の中で、いろいろな施策が相互に関連するため、様々な部署の連携・協働を担保する仕組みを記載してほしい。	P2	第1章	4 計画の推進体制	(1)県の推進体制 本計画の推進のためには、福祉・労働、保健・医療、教育、建築、警察等幅広い関係部局による多方面にわたる取組が必要です。 このため、知事を本部長とする全庁横断的な推進本部の下、関係部局間の連携を図り、効果的に施策を推進します。
子ども福祉 専門委員会	県だけで取組を進めていくのではなく、市町村や民間のいろいろな方の力を合わせ、県民全体で子ども計画を推進していく。みんなで子どもの権利を、子どもを守りましょうというスタンスを掲げるべきではないか。	P2	第1章 I 1	4 計画の推進体制 施策の方向	(4 計画の推進体制) (2)審議会の設置 本計画を推進するためには、行政はもとより、幅広い関係団体・者による取組が必要です。行政、事業主、子育て支援団体、保健・医療・福祉、教育、労働等の幅広い関係者や学識経験者等で構成する福岡県子ども審議会を設置し、計画を推進します。 (3)市町村との連携 本計画で推進する子ども施策の中には、市町村が実施主体となるものも多くあることから、県では、市町村に対し、本計画の内容を踏まえ、子ども計画を策定するよう働きかけるとともに、県と市町村で連携して総合的に子ども施策が円滑に推進されるよう、必要な支援や働きかけを行います。 (I 1 施策の方向) ○ 子どもが権利の主体であることを、学校現場、出前講座、各種広報媒体等において、子どもや子どもに関わる大人、県民全体に対し広く伝えることで、社会全体への啓発を推進します。 ○ 「子どもまんなか社会」を実現するため、県民や事業者による取組を広く働きかけていきます。
子ども福祉 専門委員会	「I 全ての子どもが持つ権利の保障」が、II以降の全ての施策の根幹であるということを明記する必要がある。	P64	I	リード文	■ 県では、本計画において、子どもが権利の主体であることをこのIの柱で明確に位置づけ、このIの柱だけでなく、IIからIVの各柱に記載された具体的な子ども施策に取り組んでいくこととしています。
子ども福祉 専門委員会	子どもが権利の主体であることへの理解促進は、「広報啓発」だけでなく、「教育」でも進めるべき。	P65	I 1	具体の施策・事業	「学校現場における子どもの権利に関する理解促進」 子どもの権利に関して、児童生徒及び教職員の理解促進を図るとともに、学習指導要領や生徒指導要領に基づいた教育活動を推進します。
子ども福祉 専門委員会	子どもの権利擁護を社会全体で、大人も、子どもも、行政も、子どもに関わるみんなでやっていくということがわかるような表現にした方が良い。	P65	I 1	施策の方向	○ 子どもが権利の主体であることを、学校教育現場、出前講座、各種広報媒体等において、子どもや子どもに関わる大人、県民全体に対し広く伝えることで、社会全体への啓発を推進します。
子ども福祉 専門委員会	子どもが社会に1番近いところである「学校」において、子どもの意見を尊重する仕組みを考えていくことができると良い。	P66	I 2	施策の方向	○ 校則の見直しの過程に児童生徒が参画できるようにするなど、子ども基本法の基本理念を踏まえた教育活動を推進します。
子ども福祉 専門委員会	子ども家庭センターなど、II(妊娠前からの切れ目のない保健・医療)と、III(児童虐待の予防・防止)の両方の視点で大事なものについて、表現の工夫が必要。	P69 P142	II 1② III 1②	施策の方向	(II 1②) ○ 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援を提供できる体制を構築するため、市町村の子ども家庭センターにおける母子に対する心身のケアや育児サポート等を促進するとともに、関係機関と連携し広域的な調整や母子保健従事者の専門性の向上等に努めます。 (III 1②) ○ 市町村が、児童相談所や学校、医療機関、警察などの関係機関と連携しながら、地域の相談等に適切に対応できるよう、市町村が設置する子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の充実・強化を促進します。 ○ 市町村の子ども家庭センターの職員に対し、適切なアセスメント等を行うことができるよう研修を実施するほか、医療機関や警察なども含めた他職種・他機関による合同研修の開催等により、相互理解の促進や連携強化を図ります。

会議名	意見概要	こども計画での記載			
		記載部分		内容	
こども福祉 専門委員会	居場所という定義、もう少し整理をしていかないといけない。 こども食堂という場所はももとの貧困のこどもが集まって というイメージが強いが、そういうこどもが来てもいいし、地域 の中で食を中心にいろんな世代が集まる場所になっている。 居場所、こども食堂が地域が増えても、こどもたちが居場所と して自分が認めなければ行くことができない。こどもの居場所 にいる大人がどれだけこどもの声を聞きとれるのかというのも大 事。	P136	Ⅱ9	リード文 現状と課題	(Ⅱ9リード文) ■ 令和5年12月に国が定めた「こどもの居場所づくりに関する指針」において、こどもの「居場所」とは、こどもが過ごす場所・時間・人との関係性全てであるとされています。 ■ 指針において、居場所は、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものとされており、こども本人が居場所と感じるかが重要とされています。そのため、こどもの視点に立って、その声を聞きながら、こどもの居場所づくりを進めることが重要です。 (Ⅱ9①現状と課題) ○ NPOや地域のボランティアが行うこども食堂は、2024(令和6)年9月現在で443箇所と、2018(平成30)年の90箇所から約5倍に増加しており、貧困対策にとどまらず、学年を超えた学びの場や幅広い世代の地域交流の場など、こどもたちの未来につながる大切な居場所となっています。 (Ⅱ9①施策の方向) ○ 全てのこどもが居場所につながるができるよう情報提供を行うとともに、市町村や企業・団体等と連携し、こどもの意見を聞きながら、こどもの視点に立った居場所づくりを進めます。
こども福祉 専門委員会	意見表明等支援員も担い手の1つであるが部分的な関わりに留まるため、施設内での権利擁護体制の整備も同時に進めていかないとあまり意味をなさない。	P147	Ⅲ2①	現状と課題 施策の方向	(現状と課題) ○ こどもが自身の持つ権利について認識し、また、処遇にあたる児童相談所職員や施設職員も、こどもが持つ権利を常に意識し、日常的にこどもの権利を尊重することが重要です。 (施策の方向) ○ こどもたちが自らの持つ権利について適切に認識した上で、必要に応じて自らの意見を表明できるよう、その手段や権利擁護の仕組み等について啓発を行います。 ○ 児童相談所や施設等において、こどもの権利に関する職員の意識の向上を図るとともに、適切にこどもの意見・意向を聴取し、尊重できるような取組を充実させます。
こども福祉 専門委員会	障がいのあるこどもへの支援について、障がい児のきょうだいや家族への支援に関する記述がない。	P166 P167 P169	Ⅲ5	施策の方向 具体的施策・事業	(施策の方向) ○ 保護者や障がいのある児童の意向や一人ひとりの障がいの特性に応じた適切な支援を行うとともに、家族に寄り添った支援を行うため、個別の支援計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を図ります。 ○ 県内4地域に設置した発達障がい者支援センターにおいて、身近な地域で発達障がいのあるこどもやその家族からの相談に応じるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との連携強化により、地域の総合的・専門的な支援体制の整備を推進します。 ○ また、発達障がいのあるこどもやその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるため啓発活動を推進します。 (具体的な施策・事業) 「医療的ケア児支援の推進」 医療的ケア児に関する専門的な支援を行う拠点として医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及びその家族等からの相談対応や研修会を実施するとともに、医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図り、身近な地域で家族のレスパイトケアや、医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材や医療的ケア児等コーディネーターを養成します。